

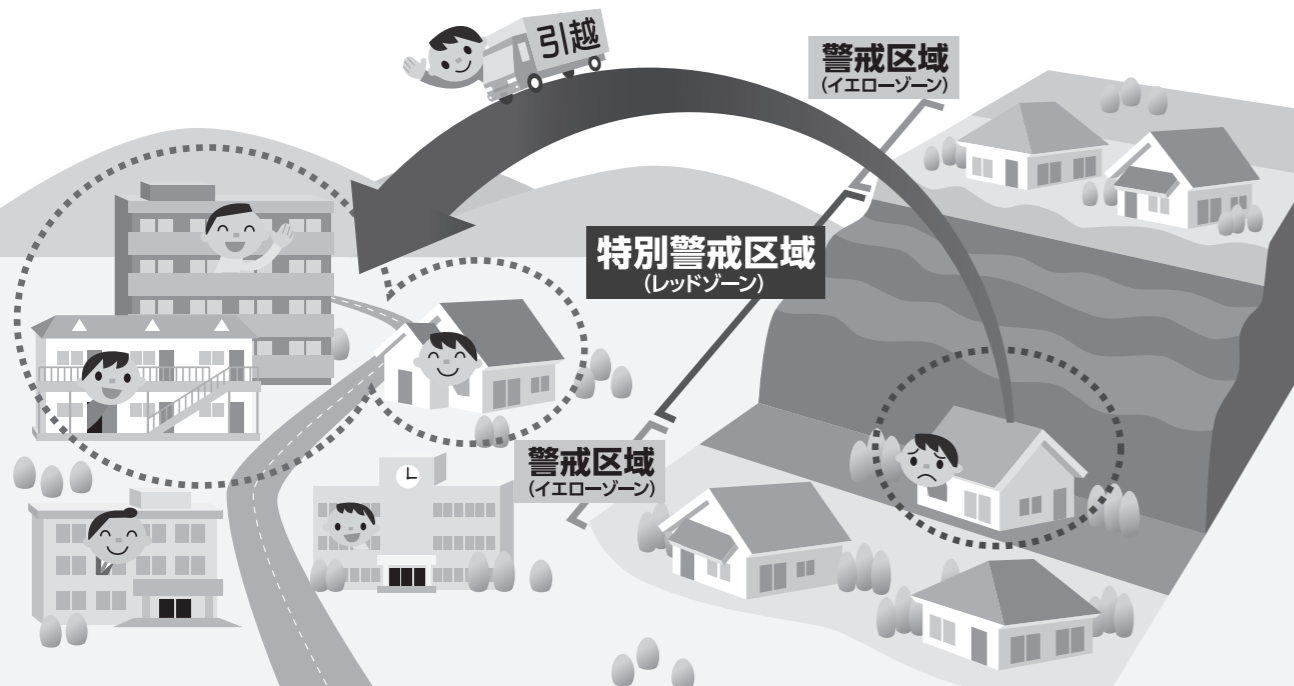
土砂災害の危険がある住宅を 移転する場合は次の制度があります

土砂災害危険住宅移転促進事業

～ 土砂災害の心配のない安全・安心な暮らしを実現！～

県では、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内に居住する人たちの安全な区域への住宅移転を促進する「土砂災害危険住宅移転促進事業」を行っています。

ご自宅やご家族の家が土砂災害特別警戒区域内かどうかは、市土木課や天草広域本部工務第二課、または県ホームページ [熊本県土砂災害情報マップ](#) [検索](#) で確認できます。



レッドゾーンとは 土砂災害特別警戒区域(建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域)

イエローゾーンとは 土砂災害警戒区域(土砂災害のおそれがある区域)

事業内容

補助対象 レッドゾーン内にある建築物で、現在お住まいの住宅(賃貸住宅を除く)

交付要件

- 現在お住まいの住宅の除却
- 県内の安全な区域(レッドゾーン・イエローゾーン外)への移転

補助内容

- 移転先住宅の建設・購入費、リフォーム費
- 移転経費(動産移転費など)
- アパートなどの賃貸費(1年間)
- 現在お住まいの住宅の除却費など

最高300万円

※移転先の例…新築(中古)住宅、親族宅、マンション・賃貸アパート、サービス付き高齢者向け住宅など。

問本庁(別館)・土木課/天草広域本部工務第二課 ☎24643

がけ地近接等危険住宅移転制度

「がけ」の崩壊による危険から住宅と生命を守るため、住宅の移転に伴う費用を助成する制度です。

対象住宅 昭和26年以前(条件※によっては昭和35年以前)に建築された一戸建て住宅でがけに近接する住宅。

※がけ地付近の建築制限が年代により異なりますので、詳細はお尋ねください。

助成の内容

区分	内容	補助対象額
危険住宅の除却に要する経費	撤去費、動産移転費、仮住居費や跡地整備費の実費を助成。危険住宅は原則として、全てを撤去。ただし、建物の床を取り除き、居住以外の倉庫などにするための費用は事業の対象となる。	1戸あたりの限度額 80万2千円
危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む)に要する経費	必要な経費を金融機関で借入れる人に対して借入金の利息(年利率8.5%を限度とする)を助成。 ※借入れをしないで建設するものは対象にならない。	1戸あたりの限度額 415万円 〔建物 319万円〕 〔土地 96万円〕

がけ地と建築物の関係

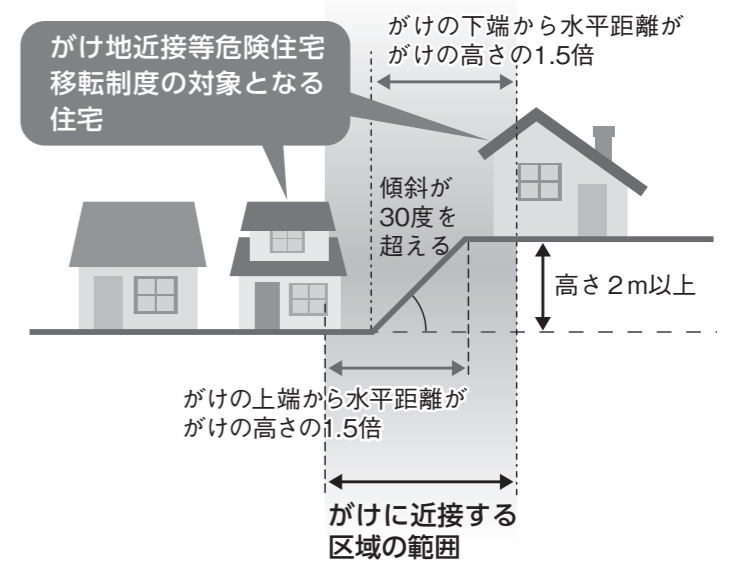
「がけ地とはどのような場所か」ということがまず問題になります。

県建築基準条例第2条で、がけ地について次のように規定しています。

●がけ地付近の建築物の規制

高さ2メートルを超えるがけに接し、または近接して建築しようとする場合は、原則として擁壁による補強をしないまま、建築物(がけ下の鉄筋コンクリート造建築物を除く)を建築することを禁止しています(右図参照)。

●擁壁の設置またはがけの状況(土質など)により建築物の安全上支障がないと判断される場合は、がけ地の規制を受けません。



事業の実施前には移転事業計画要望書・申請書などの提出、現地確認等が必要となりますので、事前にご相談ください。



問本庁(別館)・建築課